

4 各制度の活用

PRTR制度や条例に基づく届出制度は、事業所からの届出データの集計、公表、開示を通じて、事業者・県民・行政といった社会を構成する様々な人々が、情報を提供し合い、共有し、化学物質に関する理解を深めることにより、事業者の自主的な取組による化学物質の排出削減を促し、化学物質による環境リスクの低減を進めていくものです。これらの制度の導入により、事業者、県民、そして行政は、届出データをどのように活用していくことができるのでしょうか。

● 事業者ができること

自らが排出している化学物質の量を把握することができ、この排出量のデータを評価することによって、以下のように排出削減に向けた化学物質の自主的な取組を推進することができます。

- PRTR 制度の届出データとシミュレーションソフトを活用して、事業所周辺の環境リスクの評価が可能です。
- PRTR 制度の届出データを自ら公表し、事業所周辺の住民とのリスクコミュニケーション*に活用することができます。
- 条例に基づく届出制度により、化学物質の適正管理の定着が進みます。

● 県民ができること

国や県などが公表しているデータを見ることで、身近で排出されている化学物質の種類や量、どこに排出されているかなどを知ることができます。

この「知ること」、そして「関心をもつこと」は大切なことであり、これをきっかけに、事業者や行政が提供する情報を積極的に集め、分からないことや疑問に思ったことを調べたり、リスクコミュニケーション*に参加もしくは企画することができます。

さらに、県民自身が製品の無駄遣いをしないなど日々のくらしを見直し、社会全体で化学物質による環境リスクを減らす取組につなげていくことができます。→60～63 ページ

● 行政ができること

全県（地域）で排出されている化学物質の量を把握することができます。そして、対策の必要性や優先順位の決定、政策の立案や実施、これらの効果の把握に活用できます。

また、環境モニタリング調査の効果的な実施、化学物質の環境リスク評価などにも活用できます。

→事業者に対して

- 問題が発生した時の原因究明、指導、助言などに活用できます。
- 排出削減を含む自主的な取組の促進や、リスクコミュニケーション*の推進のための手引き、資料などに利用できます。

→県民に対して

- 地域に密着した PRTR 制度の届出データの提供を行うことができます。
- PRTR 制度や条例による届出制度に基づくデータを活用した化学物質に関する資料を作成することができます。

*次のページで解説します。